

○四條畷市地域公共交通会議規則

平成29年7月31日

規則第32号

(趣旨)

第1条 この規則は、四條畷市地域公共交通会議条例(平成29年条例第14号)第5条の規定に基づき、四條畷市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 交通会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 交通会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、交通会議の議事に関係のある者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(協議結果の取扱い)

第4条 交通会議において協議が整った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第5条 交通会議の庶務は、都市整備部建設課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。